

# 宮崎県公報

令和4年11月24日(木曜日) 第 360 号

宮 癷 行 褊

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
---	---

業所) の廃止………………(福祉保健課) 1

) の指定…………(障がい福祉課) 1

百

地の変更……………………( // // ) 1

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在

○保安林の指定予定………………(自然環境課)2

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課)1

○保安林の指定施業要件の変更予定……(

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意(2件) ……(水産政策課) 2

: ○道路の供用の開始・・・・・・・・(道路保全課) 2

#### 宮崎県告示第 771号

示

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護	<b>隻</b> 事業者	居宅介護	廃 止	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	年月日
医療法人社 団政和会髙 橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地4	髙橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地4	令和4年 9月30日

# 宮崎県告示第 772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
みどり薬局	高鍋町	薬局	令和4年 10月1日
トロン薬局	都城市	薬局	令和4年 10月1日
トロン薬局年見	都城市	薬局	令和4年 10月1日

ひなた薬局五十市店	都城市	薬局	令和4年 10月1日
訪問看護ステーションM ahalo	門川町	訪問看護	令和4年 10月1日

# 宮崎県告示第 773号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
みどり薬局	高鍋町	薬局	令和4年 10月1日
なごみ薬局大島店	宮崎市	薬局	令和4年 10月1日
トロン薬局	都城市	薬局	令和4年 10月1日
トロン薬局年見	都城市	薬局	令和4年 10月1日
ひなた薬局五十市店	都城市	薬局	令和4年 10月1日
訪問看護ステーション夢 紡ぎ	宮崎市	訪問看護	令和4年 10月1日
訪問看護ステーションM ahalo	門川町	訪問看護	令和4年 10月1日

### 宮崎県告示第 774号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があ った。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 宮崎県公報

名 称	所在地	所在	変更		
石 你	所任地	変更前	変更後	年月日	
ファン薬局宮 崎医大前	宮崎市	宮崎市清武 町大字木原 6013-1	宮崎市清武 町木原字長 割6009-1	令和4年 10月5日	

宮崎県告示第 775号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1916 ・乙1928-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 776号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次の とおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市北郷 町大藤字権現下乙1916・乙1928-1 (以上2筆について次の図に 示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 777号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和4年10月4日				
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 山田 幸夫 児湯郡川南町 一政 伸壽				
加入区の名称	川南町加入区				
区域	川南町漁業協同組合の地区				
区分	総トン数10トン未満の漁船を使用して 漁業を行うもの				

#### 宮崎県告示第 778号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和4年10月6日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 小林 賢一 東臼杵郡門川町 河野 洋一
加入区の名称	門川加入区
区域	門川漁業協同組合の地区
区分	総トン数10トン未満の漁船を使用して 主に機船船びき網漁業以外の漁業を行 うもの及び総トン数10トン以上の漁船 を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行 うもの

## 宮崎県告示第 779号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年11月24日から同年12月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 报

				7	<u>宝</u>	崎	県	公	幸
路線番号	道路の種 類	路線名	区	間		供用	開始の	期日	
1	県道	小林え びの高 原牧園 線	えて 京末 本本 大から に は 大から に は に は に に に に に に に に に に に に に	満谷 3055 班 市 市 字 番 5	令和	□4年	11月26	日	

	令和 4 年 11 月 24 日(木曜日)	第 360 号	宮	崎	県	公	報
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							